

大高号外
令和7年3月27日

短期入所生活介護
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
特別養護老人ホーム
管理者各位

大田原市保健福祉部長 松 本 通 尚

虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保について（依頼）

春分の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

本市の高齢者福祉・介護保険事業につきましては、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項により、市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法第10条の4及び第11条第1項の規定による、やむを得ない事由による措置を講ずることとされています。

つきましては、下記のとおり対応していただきたくお願い申し上げます。

記

1 やむを得ない事由による措置について

高齢者の生命や身体にかかわる危険性が高い場合や、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合等他の方法では虐待の防止が期待できない場合や、高齢者を保護する必要があると認められる場合には、市は、迅速かつ積極的に措置を実施することが規定されています。

2 緊急保護が必要な場合の居室の確保について

老人福祉法第10条の4及び第11条第1項並びに大田原市高齢者虐待防止対策事業実施要綱第10条の規定に基づき、緊急保護が必要な場合は、居室の確保についてご協力をお願いいたします。

大田原市保健福祉部高齢者幸福課
地域支援係 担当:益子、澁江、加藤
TEL 0287(23)8757 FAX 0287(23)4521